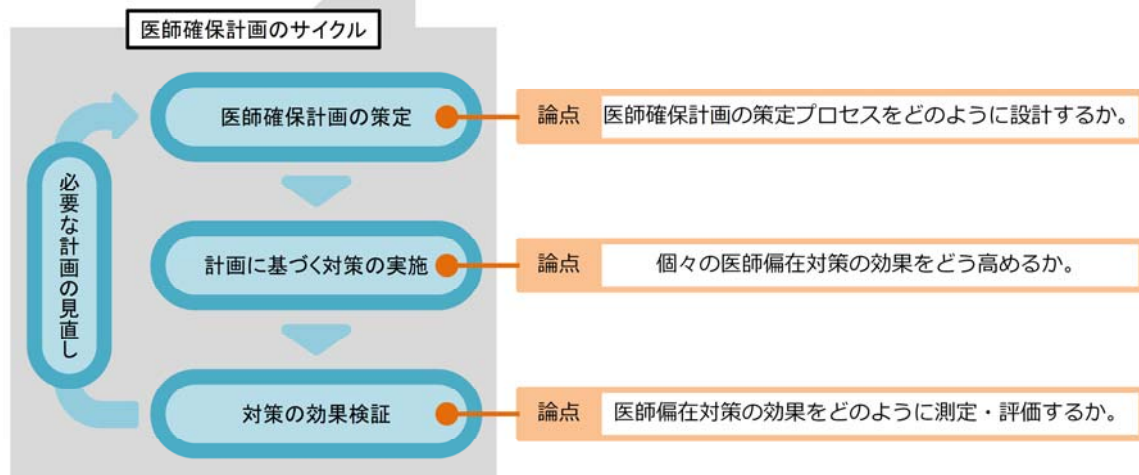
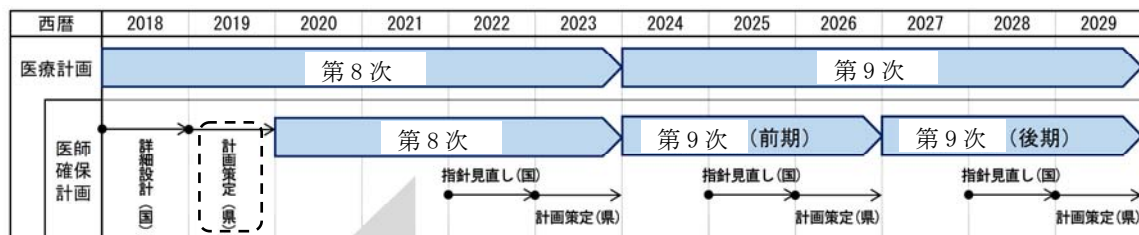


医師確保計画の策定について

1 概要

平成 30 年度医療法改正により、都道府県における医師確保対策の実施体制の強化に向け、医療計画の一部として、都道府県内における医師の確保方針、医師偏在の度合いに応じた医師確保の目標、目標達成に向けた施策内容を定める医師確保計画を本年度中に策定することとされた。

策定した医師確保計画については、3 年（2020 年度からの最初の医師確保計画のみ 4 年）ごとに、都道府県において計画を見直す。（PDCA サイクルの実施）



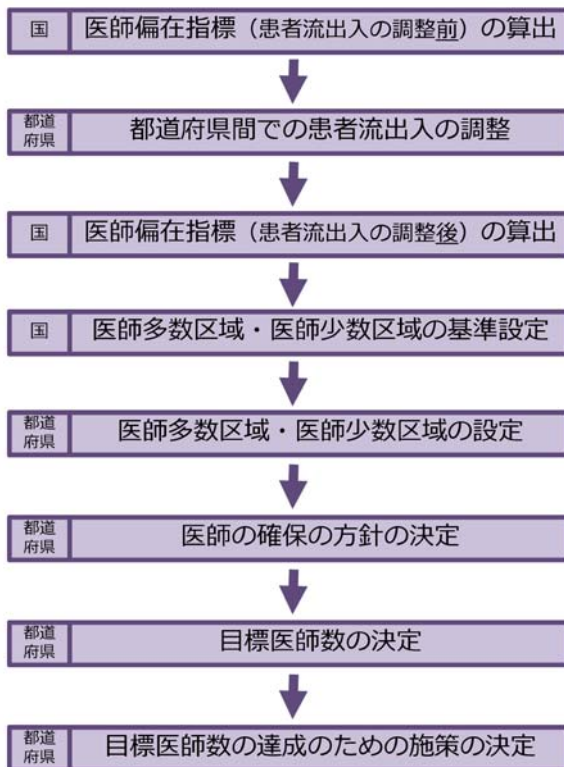
出典：平成 30 年度全国医政主管課長会議資料を一部改変

2 本県における医師確保計画策定の役割分担

- ・医療対策協議会（方針協議）とふじのくに地域医療支援センター（取組推進）との役割分担を踏まえ、地域医療支援センターが医師確保計画の立案段階から関与し、県が作成した原案について医療対策協議会で協議する。
- ・医療法上、医療計画の策定に当たっては、計画案を医療審議会へ諮問することが求められており、本県の医師確保計画の策定においても、同様に、計画案を医療審議会へ諮問することとする。

| 会議体 | 役割 |
|-----------------|-------------------|
| 静岡県医療審議会 | 諮問された計画案に対し意見を述べる |
| 静岡県医療対策協議会 | 作成された原案を協議 |
| ふじのくに地域医療支援センター | 県と協力して原案を作成 |

3 医師確保計画の策定プロセス



出典：平成30年度全国医政主管課長会議資料を一部改変